

事業概略書

事業名	意思決定支援のガイドライン作成に関する研究
事業目的	<p>意思決定支援については、障害者基本法で「国および地方公共団体は、障害者の意思決定支援に配慮しつつ、障害者やその家族に対する相談業務、成年後見制度の施策または制度が適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない」とされた。また、障害者総合支援法の附則においても「あり方を整理し、必要な措置を講じるもの」としている。</p> <p>上記から、平成 25 年度障害者総合福祉推進事業では社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会が先進諸外国の法的整備の実態調査をし、平成 26 年度同事業では本日本発達障害連盟が国内の実践を基に検討を加え、成果物として「意思決定支援ガイドライン」を作成した。本年度の事業では、意思決定支援ガイドラインで示した案を多様な実践現場で検証し、有効活用できるように完成させることを目的とした。</p>
事業概要	<p>平成 26 年度事業で提示した「本人の主体性を尊重して行う意思決定支援の仕組み」を、既存の支給決定の仕組みでありサービス等利用計画、個別支援計画、モニタリングなどの一連の関わりの中で、どのように活用し機能させるかを検証した、検証方法としてはガイドライン作成時に提唱された実践の中から、意思の汲み取り方やその意思を事業所で共有する方法などを整理し共通のアプローチの仕方など検証する方法を具体化した。整理された方法で事例に取り組んでみて、ガイドラインの有効性やその効果・課題について検証した。その結果としてガイドラインを見直した。</p>
事業実施結果及び効果	<p>●事業実施結果 ガイドライン検証結果に基づき、「意思決定支援ガイドライン修正案」を作成した。</p> <p>●事業の効果 意思決定支援が障害福祉サービスの一部として広く行き渡り、意思決定に困難を抱える人達への合理的配慮が推進されることが期待できる。</p>
事業主体	<p>郵便番号：114-0015 所在地：東京都北区中里1-9-10 パレドール六義園北402 法人名：公益社団法人日本発達障害連盟 電話番号/E-MAIL：03-5814-0391/jlmr@ca.mbn.or.jp</p>

(注)

- 1 本様式の作成にあたっては、厚生労働省ホームページに掲載するため、一般に公開することを想定し、分かりやすい表現に努めること。
- 2 本様式は、事業の概略をまとめるために作成するものであり、別途実施した事業についての成果物を必ず提出すること。
- 3 「事業目的」、「事業概要」、「事業実施結果及び効果」について、それぞれ 250 字程度で簡潔に記入すること。